主 本件控訴はこれを棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴人は、原判決を取消す、被控訴人は控訴人に対し被控訴人が別紙目録の土地につき昭和二十四年三月二日附を以て為した買収処分はこれを取消す、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、控訴人において、自作農特別措置法第三条及第十五条を自作農特別措置法第三条と、買収令書謄本を買収令書原本と、被控訴人において直接原告に手交したとあるを、控訴人の妻に手交し其の旨控訴人に告げたと訂正した外、原判決事実摘示と同一であるから茲にこれを引用する。

立証として、控訴人は、甲第一号証の一、二を提出し、乙号証の成立を認め、被控訴人は、乙第一号証を提出し、原審証人Aの証言を援用し、甲号諸証の成立を認めた。

理由

(裁判長判事 玉井忠一郎 判事 薄根正男 判事 山口嘉夫)